

法令外分担金の拠出に係る取り扱いについて（案）

1. 平成17年度に協力要請を行った34団体（都道府県関係者で構成）の取り扱い

すべて実施済み。

2. 平成18年度に協力要請（平成19年度の分担金の一時徴収停止又は10%目途の縮減）を行った110団体の取り扱い

(1) 要請結果について

一次要請（平成18年12月27日送付）、及び一次要請で「実施しない」と回答があった団体に対する再協力要請（平成19年5月23日送付）に対する現在の結果は次のとおりである。

区 分	団体数
I 完全実施（要請通り実施）	38
I' 要請に沿って実施（※縮減率10%未満等）	14
II 実施拒否	24
II' 実施拒否（※20年度以降検討等）	12
III 回答保留・検討中	8
IV 独自縮減（要請前に縮減）	10
V 現状維持（※事業委託費的な分担金等。 平成18年12月14日全国知事会議での了承済み団体）	4
合 計	110

(2) 今後の対応

ア. 今後、上記区分毎に整理を行う中で、次のとおり対応することとする。

I → 了承する。

I'、IV → 了承するが、これ以上の縮減については、各都道府県の判断に委ねる。

II、II' → 20年度での実施を要請する。要請通り実施しない場合は、全国知事会議の場で団体名を報告のうえ、各都道府県にその旨通知し、最終的な対応については各都道府県の判断に委ねる。ただし、要請内容が実現されていないという実態を踏まえること。

なお、19年度分担金については既に納入済みの団体もあるため、各都道府県の判断に委ねる。

III → 今後、当該団体からの報告を基に判断し、その上でII、II'の措置を参考に、所定の対応を行う。

V → 分担金の性格により判断する。

イ. 上記にかかる通知文書等の文案作成、個々の団体からの回答の取扱いについての一義的な判断は法令外分担金特別委員会委員長一任とし、委員会での検討を経て事務局が所要の事務処理を行い、適宜、各都道府県知事に報告するものとする。

平成19年7月13日

法令外分担金特別委員会
委員長 佐賀県知事 古川 康